青梅市 市青梅商工会議所

この融資は、市内の中小企業者が経営改善と設備の近代化をすすめて事業の振興を図るように、市 と金融機関が協力してその資金を融資するものです。

つきましては、金融機関から融資を受けた後も次のことに留意してください。

記

# 1 融資決定の取消し 一御注意ください一

融資の決定を受け、またはすでに融資を受けた場合でも、次のようなことがあると、決定や融資が 取り消されます。

- (1) <u>融資決定通知書を受けてから**30日以内**(信用保証協会の保証を付す場合は、保証の有効期限内)</u> <u>に金融機関で融資の手続きをしないとき</u>、または指定の日を経過し、なお**7**日以内に手続きを完了しないとき。
- (2) 偽りの申込みで融資の決定を受けたとき。
- (3)融資の対象となった物件を譲渡し、または担保に供したとき。
- (4) すでに融資を受けた後に、事業中止、市外転出等により融資対象者ではなくなったとき。
- (5) 前項の(2)から(4)により取消したときは、利子補給は終了となります。また融資した元金およびその利子を繰上げて一括返済していただく場合があります。

#### 2 返済

# 返済は約定どおり行うよう、特に留意してください。

万が一約定どおりの返済ができなくなったら、融資を受けた金融機関へ連絡してください。 原則、条件変更をした場合、利子補給は終了となります。

## 3 届け出

融資金が完済されるまでの間に次のようなことがあった場合は、市商工業振興課および融資を受けた金融機関へ届け出をしてください。

- (1)融資の対象となった物件に、火災その他重大な事故があったとき。
- (2)融資を受けた者が、住所、氏名(個人から法人へ、法人名称、代表者)等の変更その他重要な変更を生じたとき。

### 4 繰上償還

保証協会から信用保証料の返戻金を受領したときは、補助の割合に応じて市に返還していただきます。

# 5 次回の融資

設備資金は、融資額の3分の2以上返済されますと、返済した金額の範囲内で再度申し込みができます。運転資金、設備資金、小口緊急対策資金は併用して申し込むことができます。

#### 6 その他

設備資金は、融資を受けてから1か月以内に着手し、3か月以内に完成をお願いいたします。1か月以内に着手できないとき、3か月以内に完成できないときは、あらかじめ書面にて提出をお願いいたします。施設完成後、業者からの領収書写しまたは請求書と振込控え等を添付の上、施設完成届を提出してください。それに基づき、施設完成確認を行います。

以 上